



2019年度 事業計画

2019年4月1日～2020年3月31日

一般社団法人 日本生産技能労務協会

© Japan Production Skill Labor Association.

基本方針

一般社団法人日本生産技能労務協会は、製造系人材サービス業で働く労働者の雇用の安定、処遇の向上等を図り、業界の健全な発展、さらには、我が国のものづくりの発展に資することを目的として、様々な活動に取り組んでいる。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあり、バブル期を超える人手不足の状況が続いており、製造系人材サービス業は特に人手不足が深刻な状況にある。通商問題や海外経済の動向、さらには、オリンピック後の経済の先行き等懸念材料もあるが、少子高齢化の進展に伴い労働力人口がさらに大きく減少すると見込まれていることを考えれば、業界にとって人材の確保・育成は、中長期的にも対応すべき重要な課題である。

また、業界を取り巻く労働法制等も大きく変化している。2015年に労働者派遣法が抜本的に改正され、2018年には働き方改革関連法が成立し、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現のための規定が整備された。特に、同一労働同一賃金については、派遣業界への影響が大きく、2020年4月の施行に向けて、適切に対応することが喫緊の課題である。さらに、人手不足に対応するため、出入国管理法が改正され、新たな在留資格が設けられ、2019年4月から施行された。

これらに加えて、AIやIoTなど技術革新のスピードと拡がりは目覚ましく、生産現場にも大きな影響が生ずる可能性がある。

このように、労働力面でも法制面でも生産現場でも、事業環境が大きく変化しており、これに対応したビジネスモデルの転換が求められている。我が国のものづくりを支える製造系人材サービス事業者としての将来ビジョンを明らかにし、今後進むべき道を示すことが日本生産技能労務協会の責務である。

製造系人材サービス業は、「人」が最大の財産である。労働者から選ばれ、我が国のものづくりを支えていくためには、労働者が生き生きと将来に夢と希望を持って働ける雇用の場を提供できる業界になることが最も重要である

「人」を大切にす業界として、労働者、メーカー、社会から信頼される業界となるために、日本生産技能労務協会は、2019年度は以下に重点をおいて事業に取り組むこととする。

- 1 製造系人材サービス業の将来ビジョンの策定及びこれに基づく事業展開
- 2 同一労働同一賃金など働き方改革に適切に対応するための支援
- 3 製造系人材サービス業で働く労働者のキャリア形成支援などによる人材力の強化

1 協会の将来ビジョンの策定

当協会は、「人間尊重の基本理念に基づき、働く者の権利を守り、働き甲斐のある職場環境を作り、わが国の産業並びに健全な社会の発展に寄与するための事業活動を行う」ことを基本理念として、2012年に「将来ビジョン～日本のものづくりの発展に貢献する～」を策定し、これに基づいて行動してきた。

近年、製造系人材サービス業を取り巻く環境は大きく変化している。

まず、当業界の最も重要な経営資源は人材であるが、急速に進む少子高齢化の下で、労働力人口はさらに大きく減少していき、人材の確保がさらに困難となると見込まれる。

また、当業界を取り巻く労働法制も、2015年に労働者派遣法が抜本的に改正され、さらに、同一労働同一賃金制度が2020年に施行されることとなっており、派遣労働者の賃金体系を根本から見直すことが求められている。

一方、AIやIoTなど技術革新のスピードと拡がりは目覚ましく、生産現場等で必要とされる知識、技術、技能は今後大きく変化することが見込まれる。

このように、製造系人材サービス業を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに的確に対応して、今後とも、労働者に働きがいのある雇用の場を提供し、わが国のものづくりを支えていくためには、協会として、協会及び個々の事業者がこれから進むべき方向性を明らかにすることが必要である。これに基づいて、各種事業を整合性をもって進めるとともに、会員企業の経営戦略立案に当たっての重要な参考資料としていただく。

このため、当協会に「JSLA将来ビジョン検討プロジェクトチーム」を設け、本年中に、2030年を見通した将来ビジョンを策定するものとする

2 優良で適正な製造請負事業者の育成推進

2-1 製造請負に関する事業運営への支援

製造請負を適正かつ円滑に運営していくために必要な経営戦略や個別施策の策定並びに製造請負事業で働く労働者のキャリア形成に対する支援として、次の事業を実施する。

- 請負事業を適切に実施するためのセミナーの開催
- 行政情報や業界動向に関する情報配信
- 請負事業者における現場リーダー育成のための研修事業
- 厚生労働省のガイドラインに準拠した適正な請負の実施や請負現場の管理者の育成に役立つオリジナル教材の提供
- 請負事業者、発注者、労働者からの事業運営や雇用管理改善に係わる課題や困りごとに対応するための相談事業

2-2 「平成31年度請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」の推進

製造請負事業のさらなる健全化・適正化を図るために、厚生労働省委託事業として次の事業を実施する。

1) GJ認定制度の適切な運営

働き方改革の動向も踏まえ、製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）のさらなる普及・定着を図る。具体的には、次の事業を実施する。

① 認証委員会の設置および運営

認証委員会を設置し、審査機関の指定、指定審査機関の指導・管理および指定審査機関の審査事業に関する認証を行う。

② 製造請負事業改善推進協議会の設置および運営

製造請負事業改善推進協議会を設置し、製造請負事業における事業者や労働者における問題点を把握するとともに、必要な改善策を議論し、請負事業適正化・雇用管理改善のための提言を行う。

③ 好事例集の作成およびセミナーの実施

2015年度から作成してきた認定事業者に係る好事例集の作成を2019年度も実施することにより、制度への理解を深めるとともに、受審しようとする事業者に対して参考となる具体的な取組み事例を提供する。

また、GJ認定制度の周知と利用促進を図るために、好事例集を活用して請負事業者を対象としたセミナーを開催する。

さらに、発注者であるメーカーに好事例集を送付し、GJ認定制度のより効果的な普及・促進を図る。

2) 相談支援等の実施

請負事業者、発注者が請負事業を推進する上での課題（請負事業適正化・雇用管理改善等）への相談支援や、請負事業者で働く労働者（以下、請負労働者）からの相談支援を電話等によって行う。

3) 請負事業主、発注者および請負労働者への実態把握調査の実施

業界全体として更なる向上を図っていく上での課題や請負労働者の実態等を詳細に把握することを目的として、請負事業者、発注者及び請負労働者への実態把握調査を実施する。

2-3 製造請負優良適正事業者認定制度の指定審査機関としての的確な業務の推進

1) 適正・公平な審査業務の推進

2012年度から開始した、GJ認定制度の指定審査機関としての業務を2019年度も引き続き実施すべく、公募仕様への的確な対応を図りながら取り組む。業務の実施に当たっては、定められた業務手順を順守し、審査の適正・公平性と審査品質の維持向上を図る。併せて審査員の補充・適正配置および審査資料の充実化を推進する。

2) GJ認定制度の周知および受審事業者の増大化の推進

(1) 認知度の向上策

GJ認定制度の認知度を向上させることは、受審事業者からの要望が特に多く重要な課題であり、審査機関としても幅広い啓発活動に年度当初から取り組んでいく。

(2) 受審事業者の増大化の推進

2019年度は、更新21社と新規5社、計26社の受審申請を目指し、更新事業者への着実な受審勧奨を行うとともに、過去に受審に至らなかった企業について要因分析を行い、具体的な対応策を立案して早い段階から受審勧奨をスタートさせる。

また、フィードバック制度については、受審事業者からのアンケート結果でも好評であり、受審事業者の自主的な改善を支援することで、事業適正化・雇用管理改善につながるのを、適切に実施する。

3 製造系人材サービス業界で働く労働者のキャリア形成支援

3-1 キャリア形成支援

1) 研修事業の的確な実施

会員企業が製造請負・派遣事業を適正かつ円滑に運営するために必要な人材育成を実施するため、以下の支援を行う。

(1) 「リーダー塾」の開講

製造現場のリーダー、サブリーダーを育成するため、2018年度に引き続き、「リーダー塾」を開講する。

生産活動の中で発生する課題（品質不良、納期遅延等）を解決する能力及びリーダーとしての牽引力を身につけるため、6日間のコースとし、

- ① まず知識を学び、現場で生ずる具体例を通して理解し、
- ② 2カ月程度の現場での実践を行い、これを検証することによって、知識を実際に活用できるようにする。

これに加えて、グループ討議や交流会を実施することによって、受講者相互のネットワークづくりにも役立つ。

(2) ニーズに応じたセミナーの実施

会員企業のニーズをふまえ、人材育成に役立つセミナーを企画・開催する。

(3) 第一種衛生管理者合格対策講座の実施

第一種衛生管理者試験の受験者に対し、合格対策講座を実施する。当協会が計画して募集・実施する集合研修のほか、会員企業の要望に応じて、会社単位で実施する出張研修により、合格を支援する。

(4) キャリアコンサルタント育成支援

2016年度から国家資格となったキャリアコンサルタントの資格取得について、厚生労働大臣の認定講習を実施する団体とこれまでの実績に基づいて交渉し、会員のための特別価格を設定してきた。2019年度も引き続き、会員特別価格を設定する。

(5) 「自主保全士」資格認定の支援

製造請負・派遣現場において有用な「自主保全士」の資格取得について、2015年度より公益社団法人日本プラントメンテナンス協会と提携しており、2019年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

(6) 教育訓練機関との提携

会員企業の従業員のキャリアアップを図るため、様々なニーズに対応で

きるよう教育訓練機関と連携し、通信講座について、2019年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

2) 改正派遣法に対応した教育訓練実施のための支援

(1) 新書籍「わかる！身につく！製造現場の基礎知識50」の活用

株式会社PHP研究所と提携し、2018年4月に製造現場での実務に役立つ品質管理・生産管理の知識を1冊にまとめた書籍（別冊ワークブック付き）を当協会が執筆・監修して刊行しており、2019年度も会員のための特別価格を設定する。

なお、本書籍は株式会社PHP研究所の通信教育のテキストにも採用され、多くの大手メーカーが受講している。

(2) 教材・DVDの提供

会員各社が「段階的・体系的な教育訓練」を的確かつ効果的に実施できるように、2016年4月より、株式会社PHP研究所と提携してオリジナル教材として、コンプライアンスおよび現場教育に特化した書籍を計6冊制作している。2019年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

DVDについても、会員のための特別価格を設定する。外国人労働者にも活用できるよう多言語対応のDVDも提供する。

(3) 製造派遣に特化したe-ラーニングシステムの提供

オンライン学習サービス運営会社と提携し、「製造現場で働く人のキャリアe-ラーニング」について、2019年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

3) 会員のキャリア形成支援業務への支援

(1) キャリアコンサルティングの標準化

2018年度に会員企業を対象に実施した「キャリア形成支援への取組状況に関する実態調査」に基づいて、人材育成を推進するための製造現場におけるキャリアコンサルティングの進め方について、標準的な手法を策定し、会員企業に提供する。

(2) 交流会の開催

会員企業のキャリアコンサルティングの担当者等を対象として、勉強会や情報交換の場として交流会を開催する。

(3) キャリアコンサルティングを実施する相談担当者の育成

キャリアコンサルティングを実施するための基本スキルの習得等のセミナーを実施。ロールプレイを交えた実践的な内容の研修を企画・開催する。要望により、各社にてオリジナル研修も実施する。

4) 会員各社におけるストレスチェック実施への支援

ストレスチェック制度の義務化（2015年12月1日施行）について、会員各社の円滑かつ確実な実施を支援するため、2016年度より実施機関と提携しており、2019年度も引き続き、会員のための特別価格を設定する。

4 会員ニーズに対応したセミナー等の開催

会員企業が経営環境の変化に的確に対応し、事業を発展させることができるよう、セミナー、説明会等をタイムリーに開催する。

セミナーは、次のテーマを視点として、行政の動向を踏まえつつ開催することとし、具体的には、各々の事業計画において掲載する。

- 1) 「働き方改革」関連
- 2) 労働者派遣法関連
- 3) 人材育成
- 4) 採用・定着
- 5) 請負事業の推進
- 6) シニア人材の活用
- 7) 外国人材の活用

5 外国人材の活用についての支援等

わが国の景気は緩やかな回復が続いており、少子高齢化に伴う労働力人口の減少と相まって、バブル期以来の人手不足が続いている。製造請負・派遣業界は特に人手不足が深刻であり、このため、ユーザーの要望に応じきれない状況が続いている。

会員各社は、高齢者や女性の就業拡大に取り組んでいるが、これに併せ、外国人材に対する関心が高まっており、受入れ方法や受け入れに当たっての留意事項等の照会が寄せられている。

こうした中で、人手不足に対応して外国人材の受入れを拡大するため、2018年12月、出入国管理法が改正され、「特定技能1号、2号」という新たな在留資格が設けられた。これを受けて、電機・電子情報関連産業や産業機械製造業など14業種において新在留資格による受入れが決定し、制度の運用方針が定められ、2019年4月から新制度が施行された。

新在留資格による受入れは、会員企業の人材確保のニーズに応えるものであるもので、新在留資格が検討され始めた時点から、会員企業に対し、積極的に情報提供してきたが、2019年度は、下記の事業を実施し、会員企業の適正な外国人材の活用を支援する。

1) 情報の収集、提供

新在留資格の仕組み、要件等について、積極的に情報収集を行い、会員企業への適切な情報提供に努める。

2) セミナーの開催

新在留資格を活用して会員企業が適正に受け入れることができるようにするため、制度の趣旨、受入れの具体的な方法、受入れに当たっての留意事項等について、セミナーを開催する。

6 政策立案と情報発信の充実

6-1 「製造請負・派遣事業動向調査」の実施

製造請負・派遣業界の発展に資することを目的として、会員企業を対象とした「製造請負・派遣事業動向調査」を継続実施する。この調査から得られる結果や情報を会員企業の事業運営に役立てるとともに、各方面に発信することで、業界への理解促進を図る。

調査時期：4月、7月、10月、1月

6-2 情報発信、広報活動の充実

- 1) 会員に対し、行政における労働政策に関する審議状況や、業界関連の有益な情報を迅速に配信する。
- 2) 会員の利便性を高めるとともに、業界団体としての活動や取組みを公開し理解が得られることを目的として、ホームページの充実を図る。また、創立30周年を踏まえ、30年間の主要な事業実績等をホームページを通じて発信する。

6-3 制度改正への適切な対応

同一労働同一賃金をはじめとする「働き方改革関連法」など、会員が制度改正への適切な対応を図れるよう、情報提供や関連セミナー等を適宜開催する。

6-4 業界の課題解決のための主体的な取組み

製造請負・派遣業界の健全化、適切な事業運営および雇用管理の適正化を目的として、製造請負・派遣現場で起きている問題や課題、より改善が必要な事案について議論を深め、協会活動に反映する。特に、平成24年、27年改正労働者派遣法に関して検討が行われることから、現場での課題を取りまとめ、必要に応じて行政や関係団体へ働きかけを行う。

6-5 会員企業の課題解決の場の強化

業界の健全なる発展と個社の成長のために、諸課題を共に考え、学ぶことを目的に2018年発足した、「新進経営者懇談会」において、情報交換や意見交換を活発に行い、その成果を協会活動に反映する。

7 関係団体との連携

7-1 経済団体との連携

今年度も一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、一般社団法人日本自動車部品工業会、一般社団法人日本電子デバイス産業協会（NEDIA）等と連携を図り、人材サービス業界で働く労働者の雇用の安定や処遇の向上ならびにキャリアアップの実現を図るべく、協議を行っていく。また、適正な請負事業の浸透を図るべく、GJ認定制度の普及活動をより一層、展開していく。

7-2 人材サービス業界としての活動

一般社団法人人材サービス産業協議会（JHR）に参画し、雇用構造の変化や労働市場の新たな要請に応え、健全かつ円滑な次世代労働市場を創造するというミッションのもと、人材サービス業界に共通する課題解決のため、様々な活動を行っていく。

7-3 労働組合との連携

日本労働組合総連合会（連合）とは、派遣・有期労働者が安心して働ける社会の構築をめざし、より一層の連携と努力を重ねていく。また、連合傘下の全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UAゼンセン）、人材サービスゼネラルユニオン（JSGU）および全日本電機・電子・情報関連産業労働組合（電機連合）等と、業界内の課題への対応に向けた意見交換や取組みを適宜進める。

7-4 行政との連携

厚生労働省をはじめ行政と、製造請負・派遣業界の実情等について定期的に情報提供や意見交換を行うことなどにより、諸課題の解決に向けて、適宜働きかけを行っていく。

また、都道府県労働局と緊密な連携を図り、都道府県レベルでも円滑な意思疎通を図る。

8 協会活動の充実

8-1 CSR取組みの推進

- 1) 本年度も年間を通して会員企業におけるCSR活動を推進する。
6月を「CSR活動促進」のスタート月とし、具体的には、会員企業に対してポスター、自主点検表、ワッペン、卓上立札等の配布を行い、協会挙げての取組みを展開する。
また、CSR宣言、行動憲章、倫理規定等協会のCSRに対する取組みをマスメディア、ホームページ等を通して内外に広く発信していく。
- 2) CSRの一環として、労働安全衛生に関する全国運動に合わせて、ポスターを会員企業に配布する等により、労働安全衛生の取組みを強化する。
- 3) 当協会が本年中に策定する予定の「将来ビジョン」を踏まえ、必要に応じてCSR宣言を見直す。

8-2 防災・減災推進の取組み

当協会は、2011年3月の東日本大震災発生後に、被災地での雇用の創出・促進などの復興支援に取り組むために復興推進室を立ち上げ、会員企業の協力により5年間で延べ3万人を超える雇用創出に貢献した。

2016年10月に復興推進室を防災・減災推進室に組織改編し、震災の教訓を活かした活動を行ってきた。

今年度も引き続き会員企業の防災・減災対策を支援する取組みとして、自然災害等大規模災害に備えて有益な情報を発信、共有する体制を整備する。

- (1) 災害発生時の情報収集と情報発信
- (2) 会員企業の防災・減災対策の情報提供
- (3) 防災・減災推進室ホームページの改修
- (4) 復興庁設立の「新しい東北」官民連携推進協議会が開催する東北復興ビジネスコンテストへの協賛

8-3 物流人材サービス業の健全な発展に対する取組み

労働市場や労働法制の変化へ迅速に対応し、物流人材サービス業界で働く労働者の雇用の安定、処遇の向上、キャリア形成の推進、安全衛生水準を高めて業界の健全な発展を図るため、物流部会を設置し、必要な事業を積極的に展開する。

特に、2018年に成立した働き方改革関連法に的確に対応するため、物流人材サービス業界特有の課題解決に向け積極的な取組みを行い、会員企業の適正かつ円滑な事業運営を支援する。

1) コンプライアンスの徹底

- (1) 改正労働者派遣法への適切な対応を行うために、部会各社より質問事項を募り作成した「コンプライアンスQ&A」の改訂・普及を行う。
- (2) 次世代リーダーの育成に向けてコンプライアンス知識の向上を目的とし、各社の関心度が高く、業務に直結するテーマを選定し、演習、対顧客・対スタッフを想定したロールプレイングを行う実践的な内容のセミナーを企画・実施する。
- (3) 部会企業における事業運営上の課題を整理・分析し、事業活動に有効活用する。

2) 物流人材サービス業における人材育成支援

- (1) 物流人材サービス事業の中核を担う人材の育成支援を行うために、2018年度に作成した「物流現場のリーダー評価ツール」の有効な活用法の浸透、教育プログラムの検討および2017年度に作成した教育訓練用ツール（物流倉庫の用語集、物流倉庫の事故事例集）の活用促進を行う。
- (2) 会員企業相互の情報交換および交流の場を設ける。

3) セミナーおよび勉強会の実施

働き方改革関連法や物流人材サービス業界の課題を主なテーマとするセミナーおよび勉強会を開催する。セミナーについては、発注者である物流企業との連携の強化にも役立てる。

4) 広報・会員拡充活動の実施

- (1) 協会ホームページに掲載されている部会活動紹介ページのコンテンツの充実を図る。
- (2) 部会のパンフレットを改訂する。
- (3) 部会で開催するセミナーについても会員の拡充に役立てる。

8-4 総会、会員交流会等の開催

会員各社とさらに意思疎通を深めるとともに、会員相互の交流と懇親を図るべく、総会と賀詞交歓会の開催に加え、全国各地域で会員交流会を開催する。

1) 総会、賀詞交歓会

- ・ 定時社員総会 2019年5月22日(水) 於) 明治記念館
- ・ 賀詞交歓会 2020年1月22日(水) 於) 明治記念館

2) 地区会員交流会

昨年度に続き、地区ごとの会員企業(各社の拠点を含む)の交流を図る「地区会員交流会」を開催する。

(1) 開催の趣旨

勉強会において、業界の最新情報や大手企業の取組み事例等を共有する。併せてグループディスカッションや懇親会等で、平素の業務では得られない他会員企業の課題の解決方法や、法改正等への取組み状況についての情報交換やネットワークづくりを行うことにより、今後の事業運営に役立てていただく。

(2) 開催地区と交流会の運営

2019年度は、北海道・東北地区、関東地区、東海・北陸地区、関西・中四国地区、九州地区の5地区での開催を予定する。

また、地区のニーズを踏まえた事業に関する課題を設定し、参加意欲を高めることにより、会員企業の横の繋がりと地域への発信力の強化を図るためには、会員企業が中心となって運営し、情報交換および相互交流することが望ましいことから、2019年度は、関西・中四国地区において会員企業の自主運営による地区会員交流会の基盤づくりを行う。

8-5 協会の活動基盤の強化

製造請負・派遣業界のより健全な発展を目指すとともに、業界団体としての発信力を強化するためにも、会員数のさらなる拡大は重要な課題である。

会員ニーズを踏まえて、タイムリーに開催している各種セミナーや説明会、研修会などを当協会の魅力として非会員企業にもアピールする場として積極的に活用し、正会員、物流会員、製造請負派遣適正推進連絡会員(連絡会員)の加入促進に

役立てる。正会員数については100社達成を目標として会員拡大を図る。

特に、地区会員交流会は地方に所在する非会員企業に協会活動に参加する意義を伝える好機と捉え、地域の会員企業と連携を取りつつ、その活用に努める。